【ご記入に当たって】土地所有者(共有者)が２名以上のときは、土地所有者全員の署名が必要

フラット３５・パッケージローン

住信 SBI ネット銀行　御中

記入例

地主の承諾書

土地の所有者が複数いる場合は、お一人さまごとにご提出が必要となります。
太枠内を土地所有者のかたがすべて自署でご記入ください。
※☑欄の記入漏れにご注意ください。

記入日：西暦 2023　年　9　月 30 日

土地所有者(共有者)

氏名	住宅　花子 （生年月日：西暦 〇〇〇〇　年〇月　〇〇日）
住所	東京都新宿区西新宿〇－〇〇－〇　〇〇ビル〇F
電話番号	03－　〇〇〇〇　－　〇〇〇〇

1.　私は、次表の土地に借地人（共有者）　住宅　太郎　が

☑ 木造
☐ 準耐火構造
☐ 耐火構造

の住宅を建築することまたは住宅を所有することを承諾します。

土地の表示	所在地（登記上）	東京新宿区西新宿 8-17-1
	地積	150.01 平方メートル
		（土地の一部を賃貸している場合、上記のうち　　平方メートル）

分筆予定の場合は分筆予定図に合わせて分筆後の地積をご記入ください。

2.　私は、次の(1)または(2)の事項を承諾します（該当する☐にレ点を付してください。）

(1)　私が借地人(共有者)の配偶者（※1）又は直系親族(※2)の場合

※1　内縁関係にある者、婚約関係にある者及び同性パートナーを含む。

※2　祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

☑ １の土地に住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定すること。
パッケージローンをお借入の場合は、住信 SBI ネット銀行を第２順位とする抵

(2)　(1)以外の場合

	貸地等の権利	承諾事項等
☑	使用貸借(共有を含む。)	１の土地に住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定すること。また、パッケージローンをお借入の場合は、住信 SBI ネット銀行を第２順位とする抵当権をあわせて設定すること。
☐	賃借権 地上権 地役権	１の土地に住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定することについて（パッケージローンをお借入の場合は、住信 SBI ネット銀行を第２順位とする抵当権をあわせて設定することについて） ☐ 承諾します ☐ 承諾しません(以下の①及び②の事項については、承諾します。) ➡ 住宅金融支援機構のために１の土地の賃借権に質権を設定することについて（パッケージローンをお借入の場合は、住信 SBI ネット銀行のためにもあわせて質権設定することについて ※ 賃借権かつ定期借地権の場合に必ずご記入ください。 ☐ 承諾します ☐ 承諾しません ①土地に抵当権等の権利（※1）が設定されている場合は、抹消すること。 ※1　借地権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構（https://www.jhf.go.jp）へ、パッケージローンをあわせてお借入の場合は住信 SBI ネット銀行にも、連絡すること（※2） ※2　借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構（パッケージローンについては住信 SBI ネット銀行）が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって、地代をお支払いします。

地代が発生しない土地の上に建物を建てる場合は、使用貸借に✓してください。

（注１）貸地等の場合で、住宅金融支援機構または住信 SBI ネット銀行のために土地に抵当権を設定することを承諾されたかたは、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。
（注２）建築した建物には、住宅金融支援機構を第１順位とする抵当権を設定します。パッケージローンをお借入の場合は、住信 SBI ネット銀行を第２順位とする抵当権も設定します。
（注３）「賃貸借」の場合、賃貸借契約書(写)を添付してください。
（注４）パッケージローンをお借入の場合は、住宅融資支援機構が住宅融資保険金を住信 SBI ネット銀行へ支払い、債権または抵当権等が代位により住宅金融支援機構に移転したときは、本承諾書は当該機構に対する承諾書として扱われることを確認し、了解します。また、代位する際には当該機構から土地所有者（共有者）に対して通知します。

銀行使用欄　　案件番号　　－